

重要事項説明書

1. 当事業所の特徴

(1) 目的

何らかの疾病又は障害をお持ちの方に対し、適正な訪問看護等を提供していきます。

(2) 運営の方針

当訪問看護ステーションの運営に当っては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 城山訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	城山訪問看護ステーション
所在地	東京都八王子市元八王子2丁目1162番地1
介護保険指定番号	東京都 第1367191778号
サービスを提供する地域	八王子市(下記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい) 八王子市暁町・左入町・滝山町・梅坪町・谷野町・みつい台・丹木町・加住町 宮下町・戸吹町・高月町・高倉町・石川町・宇津木町・平町・小宮長・久保山町 大谷町・丸山町・横山町・八日町・本町・元横山町・田町・新町・東町・旭町 三崎町・中町・南町・明神町・大和田町・富士見町・八幡町・八木町・平岡町 本郷町・大横町・小門町・台町・子安町・寺町・天神町・南新町・万町・上野町 緑町・元八王子町・大楽寺町・川町・西寺方町・上巻分方町・上恩方町 下恩方町・小津町・美山町・長房町・城山手・横川町・並木町・千人町・諏訪町 四谷町・叶谷町・泉町・川口町・上川町・犬目町・檜原町・清川町・日吉町 中野町・追分町・中野山王・中野上町高尾町 裏高尾町 廿里町 館町 狭間町 初沢町 南浅川町 梶田町 西浅川町 東浅川町 散田町 めじろ台 寺田町 緑町 山田町 小比企町 みなみ野 台町 子安町 万町

(2) 当事業所の職員体制

職種	職務内容	人数
管理者(看護師)	事業所管理及び訪問看護業務	1名
看護師	訪問看護業務	2.5名以上
理学療法士・作業療法士	訪問リハビリテーション業務	若干名
事務員	総務・経理事務	若干名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	午前9時～午後5時
土・日曜・祝日・12月29日～1月3日	休業いたします

※営業時間以外の緊急時には携帯電話で対応いたします。(携帯電話のご利用は、緊急時訪問看護加算サービスご利用者のみに限ります)

※自然災害や悪天候等で、訪問が困難と判断した場合は、利用者に同意を得ることなく、訪問を中止することがあります。

※災害時は他の訪問看護ステーション間で相互支援を行い、訪問看護の継続に努めます。

【災害時、協力ペアステーション名】

- ・永生会 訪問看護ステーションとんぼ・ひばり ・八王子市医師会立訪問看護ステーション ・訪問看護ステーション 瑞穂
- ・訪問看護ステーション 訪問看護リハビリステーションアルパ八王子 ・あじさい訪問看護ステーション ・めぐみ在宅訪問看護センター
- ・東雲訪問看護ステーション ・ベビーシーズ訪問看護

3. サービス内容

(1) サービス内容の種類

- ①病状及び障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事・排泄等日常生活の世話
- ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

※サービスの内容は、利用者の状態・必要に応じて組み合わせられます。

(2) 職員について

あなたはいつでも職員の変更を申し出ることができます。

4. 利用料金

(1) 利用料

医療保険による訪問看護、リハビリを利用する場合は、原則として下記の通りです。

- * 基本料金及び加算の料金については別紙料金表を参照してください。
- * 前、後期高齢者医療被保険者の場合 …………… 利用料の1割～3割
- * 健康保険加入者の場合 …………… 所定の自己負担分
- * 心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方は自己負担分が、1部負担又は無料になります。
- * 難病等医療費助成又は小児慢性疾患等の医療券をお持ちの場合……………所定の自己負担分
- * 自立支援医療適用の場合 …………… 自立支援医療受給者証の自己負担分に応じる。
但し、何れも90分以内の場合とします。(他各種受給者証によっては公費負担が適用になる場合がありますのでご相談ください。)
- * 当ステーションからの訪問リハビリは、訪問看護の業務の一環として理学療法士等を看護師の代わりにさせる訪問の為、定期的な看護師の訪問を実施し、看護職員とリハビリ職員が連携し計画書を作成、サービスを提供していきます。
- * 夜間・深夜・早朝には加算がつきます。
- * 90分を越える長時間訪問看護の場合は30分につき2,000円増になります。(保険適用外)
- * 保険適応外の訪問回数を超えた場合、自費契約書に準じる実費を請求します。
(自費1時間10,000円)
- * あらかじめ利用者の同意を得て「24時間対応体制」を利用する場合は、1ヶ月6,400円が加算されます。(保険適用内)
- * 入院・入所中のものに対して、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合は、退院時共同指導加算を算定します。
- * 厚生労働大臣が定める利用者に複数名で訪問した場合本人から同意を得た上で複数名加算が加算されます。
- * 複数名訪問加算の算定対象①～⑥とは①別表第7該当者、②別表第8該当者、③特別訪問看護指示書利用者、④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者、⑤利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者、(看護職員がその他職員と

同時に行う場合に限る)⑥その他利用者の状況等から判断して、上記①～⑤のいずれかに準ずると認められる者。(看護職員がその他職員と同時に行う場合に限る)

- * 特別な管理を必要とする利用者(厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対し、計画的な管理を行った場合は、特別管理加算Ⅰ:悪性腫瘍・気管カニューレ及び留置カテーテルを使用している状態等に1ヶ月5,000円が加算されます。Ⅱ:在宅酸素・中心静脈栄養・真皮を超える褥創等の利用者は1ヶ月2,500円が加算されます。(保険適用内)
- * 退院日に在宅で療養上必要な、指導を行った場合に、退院支援指導6,000円が加算され、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときにおいては8,400円を加算します。
- * 退院又は退所に当たり、保険医療機関等の主治医又は職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院時共同指導8,000円が加算されます(算定要件により2回を限度)。また、退院後、特別な管理が必要な者に対して医療機関の医師の指示を受けた訪問看護師が退院時共同指導を行った場合に2,000円が加算されます。
- * 在宅で死亡した場合、又は医療機関に搬送され24時間以内に死亡した場合、死亡日前2週間以内に2回以上の訪問看護(退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)を実施し、かつ、ターミナルケアに関する支援体制について厚生労働省(人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン)等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人・家族の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応した場合当該月に25,000円が加算されます(保険適応内)
- * 在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり訪問看護が必要であると認められた者に対する訪問看護は1回につき、8,500円の利用料がかかります。(算定要件あり)
- * 市町村や都道府県、学校、転院先病院等へ情報提供をした場合は、1ヶ月1,500円が加算されます。(算定要件あり、保険適用内)
- * 支援相談員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定の加算が算定されます。
- * その他保険適応外の自費サービスもあります。

(2) 交通費・その他(保険適用外等)の費用

①八王子市内の場合の交通費	無料です。
②八王子市外の場合の交通費	電車バス等の場合(往復) 利用した交通機関の実費をいただきます。
	事業所車両の場合(往復) ・通常の実施区域を越えた場所から10km未満は300円 ・10～20km未満は600円 ・20km以上は1km増す毎に35円増し
③サービス実施記録複写物の費用	1枚につき50円。その都度、お支払い下さい。
④利用者の居宅において、サービス実施のために使用する衛生材料	実費負担
⑤死亡時の処置代	10,000円
⑥90分を越える長時間訪問看護の場合(30分毎に)	2,000円
⑦保険適用外の訪問回数を越えた場合(自費契約書に準じる実費)	10,000円(1時間)
⑧ベースアップ評価料(Ⅰ)月に1回	780円
⑨訪問看護医療DX情報活用加算 月に1回	50円

5.緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・ご家族等へご連絡致します。

主治医	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

6.サービス内容に関する苦情

(1)当事業所利用者相談・苦情担当

電話番号	042(664)2161	受付時間	月～金曜日	午前9時～午後5時
責任者	黒木 和美			

(2)国保連合会の苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

(3)その他 区市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

苦情処理を行う為の処理体制、手順

苦情、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為に必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対策を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

苦情又は相談については事業所として苦情相談の内容、経過を記録し、原因の分析、再発防止の取り組みを行います。また、事業所で解決困難な場合は保険者と連携し迅速な対応を行います。

7.情報の公表

事業所は、利用者が自ら介護サービス事業者を適切に選択できるよう「介護サービス情報の公表」制度に基づき、提供する介護サービスの内容や運営状況等を公表します。

8.サービスの質の向上に対する取り組み

- (1) 事業所は、自らが提供するサービスの質の評価を行い、改善を図ります。
- (2) 事業所は、ISO9001認証事業所です。ISO要求事項に基づき、一般内部監査、法令遵守専門内部監査を実施します。また外部機関により、定期的に事業所の運営状況が審査されます。このため東京都福祉サービス第三者評価を受審していません。
- (3) 事業所は、利用者・家族に対し、定期的に利用者満足度調査を実施します。

9. ハラスメント対策の強化

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者やその家族等から受けるものや職場内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

10. 高齢者虐待防止の推進

事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、適切に実施するための担当者を置き、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対して、虐待の防止を図るための研修を定期的実施します。

11. 感染症や災害への対応

- (1) 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業所は感染症の予防及びまん延防止を図る観点から、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 感染症の予防及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的に開催します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための、指針の整備を図ります。
 - ③ 事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 法人の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名称と法人種別 | 名 称: 八王子保健生活協同組合
法人種別: 生活協同組合 |
| (2) 代表者名 | 代表理事 杉本 淳 |
| (3) 法人所在地 | 東京都八王子市元八王子町 3 丁目 2872 番地 1
電話番号: 042(661)4413 FAX: 042(661)4473 |

(4) 担当事業所以外の事業所

城山病院(介護療養型医療施設) 訪問リハビリ結生 通所リハビリ結生

はちせい健友クリニック

城山介護サービス 城山介護 24 時間サービス 城山介護 24 時間サービスサテライト

通所介護いきいきラウンジ爽杜 地域密着型通所介護いきいきラウンジ栄杜

小規模多機能 快杜 小規模多機能サテライト 悠杜 D フェスタ高尾 D フェスタめじろ台

居宅介護支援事業所たかお 居宅介護支援事業所だいらく 福祉用具サービスこもれび

八王子市高齢者あんしん相談センター高尾(八王子市地域包括支援センター高尾): 八王子市受託事業

八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子(八王子市地域包括支援センター元八王子): 八王子市受託事業

八王子市シルバーふらっと相談室・館ヶ丘 : 八王子市受託事業

以上、八王子市内に 19 ヶ所